

柏原市における健全化判断比率等の算定式 (平成24年度決算) 【参考資料】

*1
一般会計等の実質赤字額 (259.4百万円の黒字)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{標準財政規模}}{\text{*2}} \quad (14,514.4\text{百万円})$$

*1 一般会計等 柏原市においては一般会計

*2 標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの

*3
連結実質赤字額 (797.5百万円の黒字)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{標準財政規模}}{\text{*3}} \quad (14,514.4\text{百万円})$$

*3 連結実質赤字額 イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ. 一般会計、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ. 水道事業会計、市立柏原病院事業会計、公共下水道事業特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ハ. 一般会計、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二. 水道事業会計、市立柏原病院事業会計、公共下水道事業特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

*4

*5

$$(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \quad 1,926.3\text{百万円} \quad 1,573.7\text{百万円} \quad 412.4\text{百万円} \quad 1,887.0\text{百万円}$$

実質公債費比率

(3カ年平均)

※記載の数値は平成24年度分

$$= \frac{\text{標準財政規模}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad (14,514.4\text{百万円}) \quad 1,887.0\text{百万円}$$

*4 準元利償還金 イからニまでの合計額

- イ. 一般会計等から水道事業会計・市立柏原病院事業会計・公共下水道事業特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ロ. 一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ. 一時借入金の利子
- 二. 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

*5 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 地方債の元利償還金等や準元利償還金に対する負担金に対して地方交付税措置された額

※ 3か年平均の算定方法は、単年度毎の数値を合計したものを3か年で割り、小数点第2位以下を切り捨てる。

22年度算定時 8. 9 (20年度単年 7.55338 、 21年度単年 10.08541 、 22年度単年 9.29907)

23年度算定時 9. 5 (21年度単年 10.08541 、 22年度単年 9.29907 、 23年度単年 9.18765)

24年度算定時 9. 3 (22年度単年 9.29907 、 23年度単年 9.18765 、 24年度単年 9.50757)

将来負担比率	=	*6	将来負担額	-	(充當可能基金額 42,703.6百万円)	+	特定財源見込額 3,297.9百万円	+	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 26,841.1百万円
			標準財政規模 (14,514.4百万円)	-			元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,887.0百万円		

*6 将来負担額

- イからトまでの合計額
- イ. 一般会計の25年度末における地方債現在高
- ロ. 一般会計の債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ. 一部事務組合の地方債の元金償還に充てる柏原市からの負担等見込額
- ホ. 退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額
- ヘ. 柏原市土地開発公社への一般会計の負担見込額
- ト. 連結実質赤字額

資金不足比率		資金の不足額
	=	事業の規模

(単位：百万円)

	水道事業	病院事業	下水道事業
資金の不足額	—	389.4	—
事業の規模	1,438.6	3,236.6	1,290.8

※水道事業・下水道事業については、資金不足額が生じないため、「—」となっています。